

預金商品説明書

平成24年 7月 5日現在

商品名	子育て応援定期積金（18）								
ご利用いただける方	・ 18歳未満のお子様を扶養する世帯主または親のいずれか1名。 (健康保険証または住民票等で確認させていただきます。)								
お預入れ期間	・ 3年以上5年以内(月単位で契約できます)								
掛込(払込)方法 (1) 掛込方法 (2) 掛込商品 (3) 掛込金額 (4) 掛込単位	・ 一定の掛金を一定期間、定期的に積み立てます。 ・ 定期積金(スーパー定期積金) ・ 10,000円以上 ・ 1,000円単位								
払戻方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。								
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ お預入れ時に、満18歳未満の扶養するお子様の人数に応じて、定期積金の店頭表示利率(3年以上)に次の上乗せした金利を利回りとして満期日まで適用します。 (満期日までの途中で人数に変更があっても満期日まではその利率を適用します。) <table border="1" data-bbox="472 752 1294 880"><thead><tr><th>扶養する子供の人数</th><th>上乗せ利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>年0.200%</td></tr><tr><td>2人</td><td>年0.300%</td></tr><tr><td>3人以上</td><td>年0.400%</td></tr></tbody></table> (注)優遇利回りは金融情勢等により見直すことがあります。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。	扶養する子供の人数	上乗せ利率	1人	年0.200%	2人	年0.300%	3人以上	年0.400%
扶養する子供の人数	上乗せ利率								
1人	年0.200%								
2人	年0.300%								
3人以上	年0.400%								
税 金	・ 給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。								
手数料	・ 不要です。								
付加できる特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます。								
中途解約時の 取扱方法	・ 満期日前に解約する場合は、この積金の掛金残高相当額とともに、払込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算した利息相当額をお支払いします。 ①預入期間が1年未満の場合は、解約日の普通預金利率 ②預入期間が1年以上の場合は、約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)								
金利情報の入手方法	・ 利回りは店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。								
対象者の確認資料	・ ご契約の際にはお子様の年齢、続き柄を確認する健康保険証、住民票等の公的証明証が必要となります。								
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域（例えば山口県等）の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。								
その他参考 となる事項	・ この定期積金は、他の金利上乗せ定期積金商品との併用はいたしておりません。 ・ 総合口座でのお取扱いはできません。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。								

萩山口信用金庫